盛土規制法の許可又は届出の手続きの要否に係る自己申告シート

（法第12条第1項・第30条第1項許可、法第27条第1項届出、法第21条第1項・第40条第1項届出関係）

作成日：　　　年　　　月　　　日

建築主事・確認審査機関、計画認定機関　あて

太枠内を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建築主 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 申請地 | 地名地番 |  |
| 作成者 | 設計事務所名 |  |
| 作成者氏名 |  |

|  |
| --- |
| チェック欄 |

|  |  |
| --- | --- |
| 規制区域 | □　宅地造成等工事規制区域（宅造区域） |
| * 判断基準となった規制区域にチェックしてください | □　特定盛土等規制区域（特盛区域） |
| * 両方の規制区域にまたがる場合や、大分市や別府市、隣県の区域にまたがる場合は、都市・まちづくり推進課にご相談ください |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 宅地造成の内容 | | 要否判断基準 | | | | チェック | | | |
| 宅造区域 | 特盛区域 | 特盛区域 | 全区域 | R7.5.1以降に行う  造成行為について  お答えください | | | |
| 12条許可 | 30条許可 | 27条届出 | 21条届出  40条届出 |
| ① | 盛土の高さ |  | １ｍ超 | ２ｍ超 | １ｍ超 | １ｍ超 | □ | あり | □ | なし |
| ② | 切土の高さ |  | ２ｍ超 | ５ｍ超 | ２ｍ超 | ２ｍ超 | □ | あり | □ | なし |
| ③ | 同時に行う盛土と  切土の高さ |  | ２ｍ超 | ５ｍ超 | ２ｍ超 | ２ｍ超 | □ | あり | □ | なし |
| ④ | 盛土の高さ |  | ２ｍ超 | ５ｍ超 | ２ｍ超 | ２ｍ超 | □ | あり | □ | なし |
| ⑤ | 盛土又は切土を  する土地の面積 |  | 500㎡超 | 3,000㎡超 | 500㎡超 | 500㎡超 | □ | あり | □ | なし |

* 盛土又は切土の高さ：崖を生じるもの
* 崖：地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの
* 整地、地均し、基礎工事のための掘削、埋戻等は該当しません

裏面の申告欄を記入してください。

|  |
| --- |
| 申告欄 |

建築確認申請等に係る申請地における盛土規制法の許可又は届出の手続きの要否について、下記のとおり申告します。

* 全て「なし」に該当する場合

|  |  |
| --- | --- |
| 下記に該当しますので、盛土規制法の許可又は届出の手続きは不要です。 | |
| □ | 令和７年４月３０日以前に造成が済んだ既存盛土に該当します。 |
| □ | 令和７年５月１日以降に規制対象規模に該当する造成行為はありません。 |

* １項目以上「あり」に該当する場合

|  |  |
| --- | --- |
| 下記に該当しますので、必要書類を確認申請書に添付します。 | |
| □ | 今回、造成行為を行う予定又は造成済みですので、盛土規制法第１２条第１項又は  第３０条の許可証の写しを添付します。 |
| □ | 今回、造成行為を行う予定又は造成済みですので、盛土規制法第２７条第１項の  届出の写しを添付します。 |
| □ | 現在、造成行為中又は造成済みですので、盛土規制法第２１条第１項又は  第４０条第１項の届出の写しを添付します。 |
| □ | １項目以上「あり」に該当しますが、都市計画法第２９条第１項又は第２項の許可  を受けていますので、盛土規制法の許可を受けているとみなされています。 |

【注意】

下記の取り扱いは、事前に都市・まちづくり推進課にご相談ください。

1. 土地や盛土又は切土をする土地について、複数の規制区域や、大分市や別府市、隣県の区域にまたがる場合の取り扱いは、別途、定めています。
2. 複数の箇所で盛土又は切土を行う場合は、「一体の盛土」として扱う場合があります。
3. 敷地内に既存の盛土又は切土がある場合は、「一体の盛土」として扱う場合があります。

（既存の盛土又は切土の上部や、近接又は隣接して新たな盛土又は切土を行う場合等が該当します。）

1. 隣接又は近接している盛土又は切土の高さは、「一体の盛土又は切土の高さ」として扱う場合があります。

【参考】

* 面積
  + 盛土又は切土をする土地の面積は、許可又は届出の対象となる部分の合計面積（水平投影面積）です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 盛土又は切土をする土地の面積　＝　許可又は届出の対象面積　＝　手数料算定面積 | | |
|  |  |  |
| 盛土又は切土をする土地の面積　＝　盛土の面積Ａ　＋　切土の面積Ｂ | | |
|  |  |  |

* 高さ
  + 盛土又は切土は、許可又は届出の対象となる部分の最大の高低差とします。
  + 盛土と切土を同時に行う場合は、盛土と切土を行った後の形状で、最大の高低差とします。
  + 擁壁等を設置する盛土又は切土は、擁壁等も含めた最大の高低差とします。
* 問い合わせ先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 関係法令 | 市町村 | 担当部署 | 電話番号 |
| 建築基準法 | 大分市内 | 大分市役所　開発建築指導課 | 097-534-6111 |
| 別府市内 | 別府市役所　都市計画課 | 0977-21-1111 |
| 中津市内 | 中津市役所　建築指導課 | 0979-22-1111 |
| 日田市内 | 日田市役所　建築住宅課 | 0973-23-3111 |
| 佐伯市内 | 佐伯市役所　建築住宅課 | 0972-22-3111 |
| 宇佐市内 | 宇佐市役所　建築住宅課 | 0978-32-1111 |
| 杵築市内・日出町内  ・国東市内・姫島村内 | 大分県別府土木事務所　建築住宅課 | 0977-67-0211 |
| 由布市内 | 大分県大分土木事務所　建築住宅課 | 097-558-2141 |
| 臼杵市内・津久見市内 | 大分県臼杵土木事務所　建築住宅課 | 0972-63-4136 |
| 豊後大野市内・竹田市内 | 大分県豊後大野土木事務所　企画調査課 | 0974-22-1056 |
| 玖珠町内・九重町内 | 大分県日田土木事務所　企画調査課 | 0973-23-2141 |
| 豊後高田市内 | 大分県中津土木事務所　建築住宅課 | 0979-22-2110 |
| 畜舎特例法 | 全域 | 大分県農林水産部　畜産振興課 | 097-506-3674 |
| 盛土規制法 | 下記以外 | 大分県土木建築部　都市・まちづくり推進課 | 097-506-4695 |
| 大分市内 | 大分市役所　開発建築指導課　開発指導室 | 097-537-5683 |
| 別府市内  （宅地造成等工事規制区域における土地の形質の変更） | 別府市役所　都市計画課　都市開発係 | 0977-21-1471 |